



## 2 審査庁

### (1) 主張の要旨

本件審査請求は、棄却すべきである。

### (2) 審査会に提出した平成29年6月21日付け主張書面等の要旨

審査請求人世帯が高齢世帯であることを踏まえ、審査請求人宅付近にある1階の物件について処分庁に資料提供を依頼した。処分庁から提供された物件は、現在の同人宅の居住面積（37.44㎡）より狭いものであるが、同人宅の2階部分（19.44㎡）が荷物置き程度の使用状況であることを鑑み、新基準額の範囲内でリストアップしたところ、1階の物件については、同丁内に5件、同町内に2件、隣接町内に2件等の例示があった。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助局長通知」という。）に基づき、審査請求人世帯の住宅扶助について、平成28年6月までは旧基準額（平成27年6月まで適用されていた住宅扶助の基準額をいう。）とする経過措置（2）（後述第5の1（4）参照）を適用し、同年7月から新たな基準額を適用する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、高齢者で障害者世帯でもあり通院もしており、転居により支障をきたすので経過措置（1）（引き続き、旧基準額を適用する経過措置をいう。後述第5の1（4）参照）の適用を求めているのに、住宅扶助基準の引き下げに納得いかない旨主張する。

しかしながら、住宅扶助局長通知により、住宅扶助の限度額が平成27年7月1日から変更されるなか、住宅扶助局長通知において、住宅扶助の給付額が減少するときは、経過措置（1）もしくは経過措置（2）いずれかの経過措置の適用について検討することとされており、処分庁においては、経過措置（2）を検討した結果、平成28年6月までは旧基準額を適用することとしたものであり、また、審査請求人に対し、検討結果及び同年7月からは住宅扶助費が引き下がることを繰り返し説明してきた事実が

認められる。

そして、経過措置（１）については、審査請求人宅の付近には、新たな基準額内での賃貸物件が複数あることが認められることから、転居によって、審査請求人世帯の月１回の通院が困難となることや、扶養義務者である審査請求人の長男（以下「長男」という。）、扶養義務者である審査請求人の長女（以下「長女」という。）の訪問が遮断することになるとは認め難く、審査請求人世帯の年齢や妻の障害を考えると転居による環境の変化に不安を感じる審査請求人の心情は理解できるものの、このことをもって直ちに転居できない理由となるものではないため、経過措置（１）の適用を行わず新たな基準を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

なお、審査請求人の申入書には、特別基準の設定又は経過措置の適用がされるべきとの記載があるため、特別基準について判断する。

特別基準の適用について処分庁が検討したか否かは判然としないが、そもそも特別基準とは、住宅扶助局長通知により住宅扶助が減額となったことをもって改めて検討されるものではなく、特別な事由が発生し一般の基準により難しいときに定められるものである。審査請求人世帯においては、障害の変化など特別な事由は発生しておらず、よって、処分庁が特別基準の適用について改めて検討する必要はなく、経過措置の適用を検討した結果、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第４ 調査審議の経過

|            |   |
|------------|---|
| 平成２９年５月２３日 | 諮問の受付   |
| 平成２９年５月２４日 | 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知<br>主張書面等の提出期限：６月１２日<br>口頭意見陳述申立期限：６月１２日 |
| 平成２９年５月３１日 | 第１回審議   |
| 平成２９年６月２日  | 審査会から処分庁に対する主張書面等の求め  |
| 平成２９年６月８日  | 審査庁から審査会に対する主張書面等の提出期限の延長の申出                                  |
| 平成２９年６月１２日 | 処分庁から主張書面等の受領   |
| 平成２９年６月１３日 | 審査請求人から主張書面等の受領   |
| 平成２９年６月１４日 | 第２回審議   |

|            |               |
|------------|---------------|
| 平成29年6月21日 | 審査庁から主張書面等の受領 |
| 平成29年7月4日  | 第3回審議         |
| 平成29年7月24日 | 第4回審議         |
| 平成29年8月16日 | 第5回審議         |

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨定められている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4の（1）のオでは、住宅扶助の特別基準について、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（中略）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、（中略）特別基準の設定があったものとして必要な額（以下「特別基準額」という。）を認定して差しつかえない」と定めている。

なお、前記の「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第7-56）において、次のような場合とされている。

- ア 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合
- イ 老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合
- ウ 地域において世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合

- (3) 住宅扶助局長通知により、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第3の2の規定に基づき、〇〇市における厚生労働大臣が別に定める額（住宅扶助（家賃・間代等）の限度額）が、処分庁管内における2人世帯については50,000円（以下「新基準額」という。）と定められ、平成27年7月1日から適用することとされた。また、「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の（1）のオによる額については、処分庁管内における2人世帯は59,000円とされ

た。

(4) 住宅扶助局長通知の「3 経過措置」では、次のとおり定められている。

平成27年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、同年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの(中略)が、(中略)住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、同年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1(2)アただし書(ア)から(ウ)(下記(5)参照)までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。(以下「経過措置(1)」という。)

(2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。(以下「経過措置(2)」という。)

ア・イ (略)

ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えている場合であって、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合 福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限(平成28年6月までに限る。)までの間。(後略)

(5) 上記(4)の「ただし書(ア)から(ウ)」とは、次のとおりである。

(ア) 通院又は通所(以下「通院等」という。)をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合

(イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合

(ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

(6) 処分庁管内において二人世帯の旧基準額は55,000円である。

## 2 判断

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)、審査請求人から審査会に提出された主張書面(平成29年6月12日付)、審査会からの質問に対する処分庁の回答書(平成29年6月12日付)、審査庁か



しかしながら、「1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」の（2）アただし書（ウ）の「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」とは、「日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合」に限らず、その他の場合であっても、被保護世帯の個別具体の事情を考慮して転居によって自立を阻害するおそれがある場合に当たると認められるときは、経過措置（1）を適用するのが相当である。

そこで、本件についてみると、本件処分時において、審査請求人が75歳、妻が79歳の高齢者であって、かつ、妻が身体障害者等級表による等級1級の身体障害者手帳を取得しており、また現住居には約30年もの長期間に渡って居住しており、慣れ親しんだ自宅から他に転居することによって近隣住民との関係や通院経路等が大きく変化し、それによる精神的・身体的な影響は甚大であり、自立を阻害するおそれがあることが容易に推認される。このような審査請求人世帯の個別具体の事情を十分に考慮すれば、審査請求人世帯には経過措置（1）が適用されると認めるのが相当である。

なお、審査庁は、上記主張書面等において、家賃が新基準額の範囲内の1階の物件が、同丁内に5件、同町内に2件、隣接町内に2件等の例示があること等から、転居によって自立を阻害するおそれがある場合にまでは該当しないと主張する。しかしながら、その添付資料で挙げられた13物件は、すべて審査請求人宅の居住面積よりも狭いだけでなく、そのうち、最低居住面積水準（2人世帯で30㎡。「住宅扶助の認定にかかる留意事項について」平成27年5月13日付け社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知の3を参照）を満たす物件は4件（同丁内には1DK30㎡の物件が1件）にすぎないことが認められる。また、審査請求人宅は、木造2階建て、間取りが3Kであるが、その居住面積は上記最低居住面積からみて著しく広いものではなく、またその家賃（月5万8千円）もまた新基準に比して著しく高額というわけではない。

よって、審査請求人世帯は、その個別具体の事情を十分に考慮すれば、「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」に該当すると認められるので、経過措置（1）に基づき旧基準を適用すべきであった。それにもかかわらず、処分庁が経過措置（1）を適用せずに本件処分を行ったことについては、不当な点が認められる。

以上のとおり、本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会  
委員（部会長）曾和 俊文

委員  
委員

中川 元  
前田 雅子